回 覧

22猿住公第5号
平成22年6月1日

住　　民
事 業 者　のみなさんへ

猿 払 村 長　巽　　昭
猿払消防団長　長 原 寅 悦
（公印省略）

野外焼却の禁止について（お願い）

日頃から、環境行政また消防行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

日増しに暖かさが実感できる季節となり、仕事に、家事に、また家庭菜園など屋外での作業も増え、廃棄物も多く出てくる時期かと思います。

さて、住民の皆様には既にご承知のことと存じますが、**『野外焼却（ごみ焼き等）から発生するダイオキシン類や塩化水素などの有害物質は人体へ悪影響を及ぼす』**ことから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成13年４月）により、**野外焼却の禁止とその行為に対する罰則が適用される**こととなっております。

この法律により、厳しい基準を満たす焼却設備を除き、**一般的には家庭や事務所等で見られる“家庭用ごみ焼却炉”での野外焼却はできません。**

野外焼却は、有害物質を含んだ煙、すす、悪臭を発生し、**周囲の人に迷惑**をかけることにもなります。また、これからは、空気の乾燥や風の強いシーズンを迎えることから、火災発生の多発も懸念され、特に、近年の**本村における火災発生の原因がごみ焼き**によるものが目立っております。

つきましては、クリーンでやさしい村づくり・火災のない住みよい村づくりのためにも、『野外焼却は絶対しない・させない』を合言葉に、**決められた「ごみ処理」を順守**していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、基準を満たさない「**焼却炉**」の処分にお困りの方、見かけた方は、**役場住民課**（2-3133）、または、**消防署猿払支署**（2-2119）までお問い合わせ、またはご連絡くださいますようお願いいたします。

※参考までに別紙パンフレットを併せてご覧ください。
《パンフレット発行元：北海道環境生活部環境室廃棄物対策課》